

# 開発行為の一連性の判断について

茅ヶ崎市都市部開発審査課

市街化区域においては、面積500㎡以上の土地で行う開発行為については、原則、都市計画法第29条第1項の規定による許可（開発許可）が必要となります。

今回、あなたの土地利用計画については、隣接残地を利用しないとのことですので、開発行為の一連性については、申請された面積で判断いたしました。

したがって、今回利用する土地が、開発行為の一連性がないと判断する状態になる前に隣接残地で建築行為等を行った場合に土地利用を行う面積が500㎡以上となると、今回利用の土地を含めた開発許可の手続が必要となる場合があります。

## 【開発行為の一連性がないと判断する状態とは】

次のいずれかに該当する場合は、一連性を有するものと判断しない。

- ◆ 連続した開発行為を行う場合で、先行する開発行為の目的とするすべての建築物の完了検査済証が交付された後に行う開発行為
- ◆ 先行する開発行為が建築基準法の道路位置指定による場合、先行する道路位置指定公告後1年を経過した後に行う開発行為
- ◆ 『隣接した土地において行われる連続した開発行為において』申請者、工事施工者、設計者のいずれも関連性が見られない開発行為

-----  
年 月 日

上記の内容については、隣接残地所有者に周知いたしました。

相談者<sup>※1</sup>

住所

氏名

電話

建築場所

茅ヶ崎市

建築主

氏名

全体面積

㎡

敷地面積

㎡

建物用途・戸数

(添付図書) 案内図・公図・求積図<sup>※2</sup>・土地利用計画図・建物平立面図

※1 相談者とは、開発行為を行う者、建築主又は代理人をいいます。

※2 求積図は、申請地及び残地部分の地積が必要となります。